

デジタル技術活用人材育成事業業務委託仕様書

1. 業務名

デジタル技術活用人材育成事業業務委託

2. 業務の場所

大山町地内

3. 委託期間

契約日から令和9年3月26日

4. 業務目的

本事業は、実践的なデジタル技術の習得を促し、町内の商工業及び観光業等の発展に資する人材の育成を図ることを目的とする。

5. 本業務の目標

生成AIの技術活用を行うことで、高品質なプロモーション動画の企画構成、映像・音声生成、編集までのプロセスを習得し、企業活動における顧客満足度向上に資する動画制作技術を取得する人材育成を目指すこととする。

6. 業務内容

大山町の住民もしくは町内で勤務する方を対象に、商品・サービスの魅力的な紹介、顧客・訪問者への情報発信等に活用可能なプロモーション動画を制作するための技術習得講座を生成AIを活用して実施する。

- (1) 実施日、実施場所については、商工観光課と協議のうえ決定し、受託者が調整する。
- (2) 講座の募集に関する印刷物（300部）等は受託者で作成し、町で周知を行う。
- (3) 講座の参加定員は30名とする。なお、最少催行人数は10名とし、申込者が9名以下の場合には中止とする。中止の場合、委託金額の支払額については、既実施分等を考慮して、双方協議のうえ決定することとする。
- (4) 生成AI活用の基礎から実践的な知識まで学べる講座とし、6回以上の講座を行うこと。
- (5) 講座で習得した技術の成果発表を最低1回設け、参加者へのフィードバック（評価、振り返り、アドバイス）を最低1回実施すること。
- (6) 講座及び成果発表は令和9年3月12日（金）までに実施を終えること。
- (7) 受講者が参加しやすい環境づくりのため、講座の映像等を利用したサポート（受講者向けアーカイブ配信など）を行うこと。
- (8) 受講者に対して、アンケートを実施すること。
- (9) 実施にあたっては、商工観光課との打ち合わせを行う。打ち合わせ日程や場所、方法について

ては、双方協議のうえ決定するものとする。

7. 業務完了時の提出書類

- (1) 実績報告書 2部
- (2) 業務完了届 1部
- (3) (1)、その他講座資料を含んだ CD-R 等 1枚
- (4) その他町長が必要と認める書類

8. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 一括下請け又は一括委任の禁止

受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分の業務を一括して、第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (3) 著作権の取り扱い

ア 本業務の成果発表等により新たに発生した著作権は、本町に帰属するものとし、本町は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本町は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できるものとする。

イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合には、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

- (4) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏洩、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。